

事例研究～中国ビジネス法務

(第91回)

個人情報の安全措置強化
対応策が大切に北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

長い間、中国では個人情報の保護に関する法律が整備されていませんでした。しかし法治国家として法整備が進められていく中で、個人情報の保護を強化することの重要性が日増しに高まってきています。最近では、『民法総則』で個人情報の保護に関する民事上の一般規則が定められたことも話題になりました。さらに、刑事法の個人情報に関する規定に対する司法解釈および『ネットワーク安全法』が公布され、これが6月1日から施行されています。今回はそうした個人情報の保護に関する話題を取り上げようと思います。

◇個人情報漏えい? 頻繁に営業の電話がかかってくるようになったケース

現地企業の総経理は、ゴルフ場を利用してから、ゴルフボールの購入を薦める営業の電話が頻繁にかかってくるようになった。一日に十数回かかってくることもあり、不思議に思って社内の中国人に相談したところ、中国ではこのようなことはごく一般的であり、個人情報(名前や電話番号など)がよく取引されていることが分かった。

こうした状況は不動産、自動車、金融、ヘルスケア、スポーツなどの分野において特に深刻で、単に迷惑というだけでなく、電話やメールなどによる詐欺などの犯罪に巻き込まれる可能性もある。

◇データ取り扱い上の個人情報保護—民事・行政・刑事の規定について

1. 民事上の保護

最近新しく公布された『民法総則』において、初めて個人情報の保護規定が民事基本法に定められました。そのポイントは、次の通りです。

- ・ 自然人の個人情報は、法律の保護を受ける。
- ・ いかなる組織や個人も他人の個人情報を取得する必要があるときは、法にのっとって取得しなければならず、情報の安全性を確保しなければならない。
- ・ 個人情報を違法に収集、使用、加工、伝達してはならず、違法に売買、提供、公開してはならない。

2. 行政上の保護

今年6月1日より、インターネットの規制をさらに強化する『ネットワーク安全法』が施行されました。企業の情報管理のさらなる強化を目的に、中国におけるデータの収集や保存方法、ひいてはデータの海外への持ち出し禁止が法律で規定されることとなりました。

- ・ 個人情報を、「電子データまたはその他の方法で記録された、単独またはその他の情報と組み合わせて自然人個人の身分を識別できるような各種の情報である」と定義した。これには自然人の氏名、生年月日、身分証明書番号、個人の生物識別情報、住所、電話番号などを含むが、これらに限らない。

- ・ いかなる個人または組織も、盗み取るか、その他の不法な手段によって個人情報を取得してはならず、また個人情報を不法に売却したり、違法に他人へ提供したりしてはならない。

→この規定に違反した場合、公安機関により違法所得を没収される上、違法所得の2倍以上10倍以下の制裁金が科され、違法所得のない場合には100万元以下の制裁金を科されるとされています。

このほか実施細則として、国家インターネット情報弁公室より2017年4月11日に公布された『個人情報および重要データの国外持ち出しに関する安全評価弁法(意見聴取稿)』の中で、個人情報の主体の同意のない場合や、個人の利益を侵害する疑いのあるデータを海外に持ち出してはならないことが規定されています。

また『統計法』『身分証法』などその他の法律でも、個人情報の保護に関する規定と法的責任について規定が設けられています。

3. 刑法上の保護

『刑法』第253条の一では、個人犯および企業・組織犯罪について個人情報侵害罪に関する3項の違反が定められ、その法的責任は事由の重大さによって、制裁金・3年以下の有期懲役刑(制裁金の併科)・3年以上7年以下の有期懲役刑(制裁金の併科)のランクに分けられています。

また、今年6月1日から施行されている『個人情報の侵害にかかる刑事案件における法律の適用に関する若干の問題に関する解釈』において、刑法253条の一で定められている個人情報侵害罪に対する解釈(個人情報に当たる情報を定義例を列挙および個人情報の提供における免責条件を明示)がなされています。

◇日系企業が個人情報保護について注意すべき点

情報化が進み、インターネットなどを通じて情報の取得や交換がしやすくなるにつれて、企業が保有する個人情報が膨大な量となっています。最近、個人情報の保護に関する法律が整備され、『民法総則』や『ネットワーク安全法』および『刑法』の司法解釈が相次いで公布されたことから、規制を強化していこうという国の明確な方針がうかがわれます。これに伴い、企業のコンプライアンス上の基本的な要件として、保有する情報の安全性を確保する措置を講じることが求められてきています。日本では、個人情報の保護システムが中国に比べて早くから構築されていますが、中国においても、同じ意識を持って業務に当たることが、今後より重要となってくるのではないのでしょうか。

パナソニック家電事業、海外で売り上げ拡大目指す

パナソニックの社内カンパニーで、家電事業などを手がけるアプライアンス社(AP)の本間哲朗社長は12日、報道各社のインタビューに応じ、家電事業の販売比率について、「海外が10%ずつ成長すれば、(国内と海外の比率が逆転するのは)遠い将来ではない」と語り、海外で売り上げを伸ばす方針を明らかにした。

家電事業の海外での販売比率は、中国や米国でのテレビ事業の撤退が響き、16年度は48%にとどまっていた。今後はアジアや中国などで、地域に合った高付加価値商品の販売を増やす。

本間社長はまた、AP社のグループ企業を含めた16年度の新卒採用をおよそ390人に増やしたことを明らかにした。キャリア採用も約130人に拡充したという。

仏PSA、中国で高級車強化=長安汽車と合意、合弁に増資

10日付の中国紙「中国証券報 B13面」などによると、フランス自動車大手、PSA(旧プジョー・シトロエングループ)はこのほど、中国で高級車ブランド「DS」を強化することで事業パートナーの長安汽車と合意した。

2社は、折半出資で設立した受け皿会社「長安標致雪鉄龍汽車」(重慶市)に計36億元を増資する。新製品の投入ペースを速め、18年から毎年、DSブランドの新車を1モデル発売する。また、最先端の深セン工場(広東省)を活用し、完成車や自動車部品の生産を拡大する。このほか、2社はエコカーの共同開発などで提携関係を強化する。

長安標致雪鉄龍は、小型乗用車の販売不振などにより、赤字が続いていた。今回の増資を通じ、高級車の現地生産を拡大し、中国市場で巻き返しを図る。(上海時事)

自転車シェアのofo、女性専用車両を投入

中国自転車シェアリングサービス大手、ofo 共有単車はこのほど、自転車製造や不動産開発を手がける上海鳳凰が生産した「女性専用車両」を公開した。第1弾として北京と上海に1万台を投入するという。9日の中国ニュースサイト・中国新聞網が伝えた。

女性専用車両は、見た目や乗り心地など、女性利用者の特性や需要を考慮して設計された。ofoは現在、5カ国、120都市でサービスを展開している。(上海時事)